

タイトル	金融商品の公正価値測定：JWGドラフト基準を中心として
著者	庄司，樹古
引用	北海学園大学経営論集，4(4)：1-15
発行日	2007-03-00

金融商品の公正価値測定

— JWG ドラフト基準を中心として —

庄 司 樹 古

- I はじめに
- II 金融商品に関する会計基準の変遷
- III 金融商品の定義と範囲
- IV 金融商品の認識および認識の中止
- V 公正価値の定義と測定プロセス
- VI おわりに

I はじめに

近年、世界の金融市場は、財務リスク管理と情報技術の進歩によって飛躍的な発展を遂げている。これに、デリバティブに代表される高度化された金融商品の開発と利用の加速化が組み合わさり、企業を取り巻く経済的環境は、その様相を根本的に変貌させてきた。言い換えれば、経済のファイナンス化が進展する過程において、企業活動の内容ないし質も変貌を遂げ、かつてのモノづくりを中心としたプロダクト型の企業活動からファイナンス型の企業活動へ、その重点をシフトしてきたのである。

このような環境の変化とそれに伴う企業活動の変化に対応するために、2000年12月、先進主要各国の会計基準セッターと国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：現IASB（国際会計基準審議会）、以下より、IASCと略する。）で組織された金融商品ジョイント・ワーキング・グループ（Joint Working Group、以下より、JWGと略する。）によって、金融商

品の会計基準に関する新たな提言がなされた。ドラフト基準「金融商品及び類似項目」（*Financial Instruments and Similar Items*, Joint Working Group of Standard-Setters, IASC：以下より、JWGドラフト基準と略する。）が、公表されたのである。

かかるJWGドラフト基準の特徴は、次の五つの事項を採用していることにあるといわれている。

- (1) 財務構成要素アプローチによる認識の中止
- (2) 公正価値による測定
- (3) ボラタリティの損益計算書計上
- (4) リスク開示の強化
- (5) ヘッジ会計の全面否定

これらのJWGドラフト基準の特徴は、JWGドラフト基準以前に各国の会計基準セッターによって公表された金融商品に対する会計基準には存在しなかったものが多く含まれている。しかし、これらの特徴に代表されるJWGドラフト基準の理念、すなわち、徹底した時価評価の導入は、それ以前の多くの会計基準の積み重ねを基本原則として採用することによって生成されたものであり、とりわけ、アメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下より、FASBと略する。）ならびにIASCにおける金融商品プロジェクトにおいて公表された各種の基準に多大な影響を受けているといわれている。

そこで、本稿では、FASBおよびIASCの金融商品プロジェクトとその主たる議題である金融商品ならびに公正価値（fair value）の定義を考察し、FASBおよびIASCにおいて展開されたプロジェクトによって培われた金融商品に対する考え方によって、上述のJWGドラフト基準の特徴が、どのような根拠によって提唱されるに至ったのかを確認することを目的とした。

II 金融商品に関する会計基準の変遷

JWGドラフト基準は、これまで、各国の会計基準セッターにおいて議論されてきた金融商品の会計処理に関する研究成果の集大成である。したがって、当該基準が公表されるまでには、いくつかの金融商品に関する先行諸基準が存在している¹⁾。そこで、本章では、JWGドラフト基準が公表されるまでの金融商品に関する会計基準設定が、どのように進められてきたのかを、FASBならびにIASCにおける金融商品プロジェクトの変遷を題材に確認してみる。

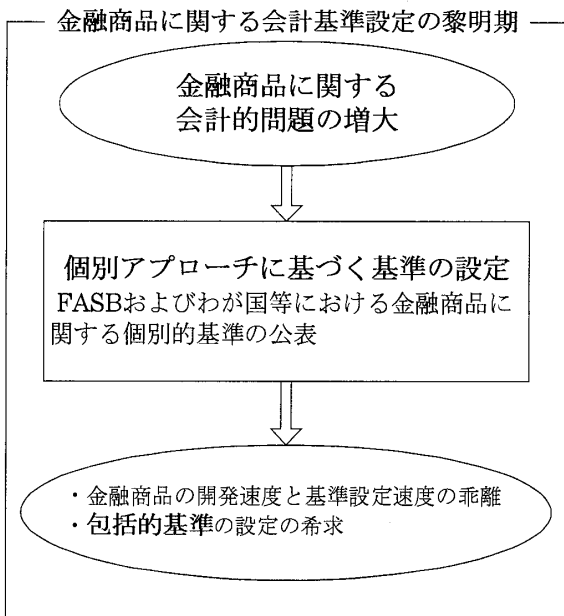


図2-1 金融商品に関する基準設定の経緯

1. FASB 金融商品プロジェクトの変遷

金融商品に対する会計基準の設定に最も早く着手した会計基準セッターは、FASBである。FASBは、金融商品に対する基準設定に関して、当初、貸出金の減損、有価証券、金融資産の譲渡、デリバティブ等の会計処理というように、個別アプローチで対処してきた。しかしながら、金融商品の派生速度が、個別に基準を設定する速度を遥かに凌駕してしまい、基準設定が追いつかなくなってしまうという事態に陥ってしまった。

そこで、FASBでは、1986年5月から、

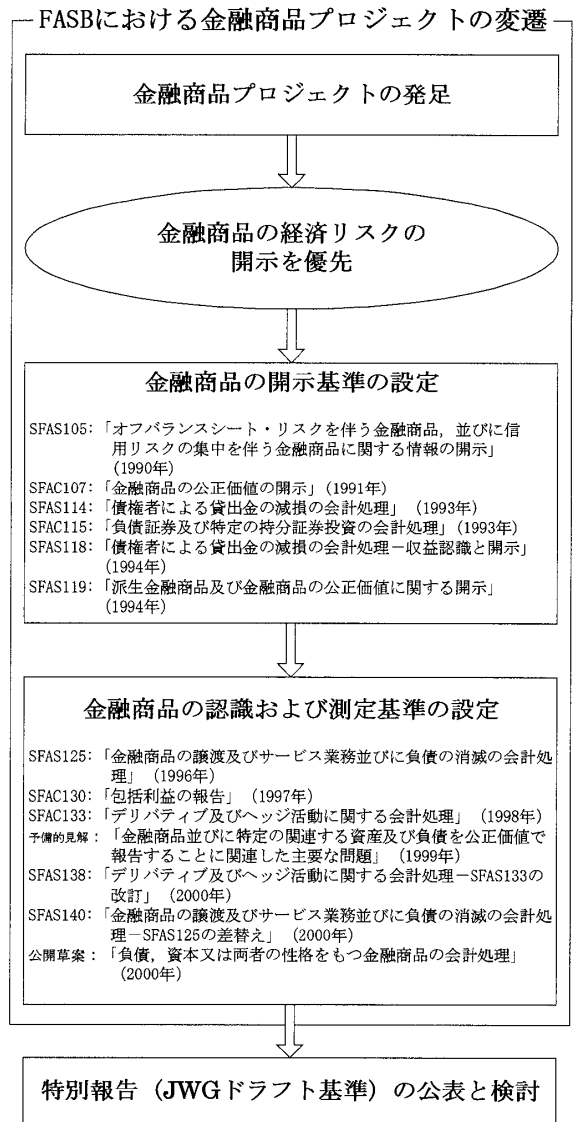


図2-2 FASB 金融商品プロジェクトの変遷

金融商品プロジェクトを開始し、金融商品の会計処理に関する包括的基準の設定に着手したのである。

しかしながら、FASBにおける金融商品プロジェクトでは、その開始時点においては、金融商品の開示基準のみを公表するに留まっており、認識および測定に関する基準の制定には至っていない。つまり、当初におけるFASBの金融商品プロジェクトは、金融商品に関するリスクのディスクロージャーを優先して基準設定を行ったのである。

ところで、FASBでは、金融商品を時価評価するためのプロジェクト、すなわち、金融資産および負債のすべてを公正価値によって測定するための基準設定も、個別アプローチによる金融商品に関する基準設定と同時進行で行われている。つまり、FASBでは、概念上および測定上の諸問題が解決した時点において、すべての金融商品を公正価値で貸借対照表に計上することを目的としているのである²⁾。

2. IASC 金融商品プロジェクトの変遷

IASCは、1989年に金融商品プロジェクトを開始した当初から、認識・測定・開示を含めた金融商品に関する包括的基準の設定に取り組んできた。そして、金融商品プロジェクトにおける包括的基準のプロトタイプとして、公開草案第40号「金融商品」(*Exposure Draft No.40: Financial Instruments*)および第48号「金融商品」(*Exposure Draft No.48: Financial Instruments*)を作成し、実務界へ公表した。しかし、これらの公開草案は、当時としては、革新的な考え方を含んでいたため、実務界からの十分な理解を得られず、基準化を断念せざるをえなかったのである。

したがって、IASCでは、金融商品に対する会計基準の設定を、開示基準と認識および測定基準に分割して制定することにし、1995

年に、まず、開示基準IAS第32号「金融商品：開示及び表示」(*International Accounting Standards No.32, Financial Instruments: Disclosure and Presentation*)を公表した。そして、1997年に金融商品の認識および測定に関する討議資料「金融資産及び金融負債の会計処理に関する討議資料」(*Discussion Paper, Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*)を公表し、再び、金融商品の公正価値による測定ならば

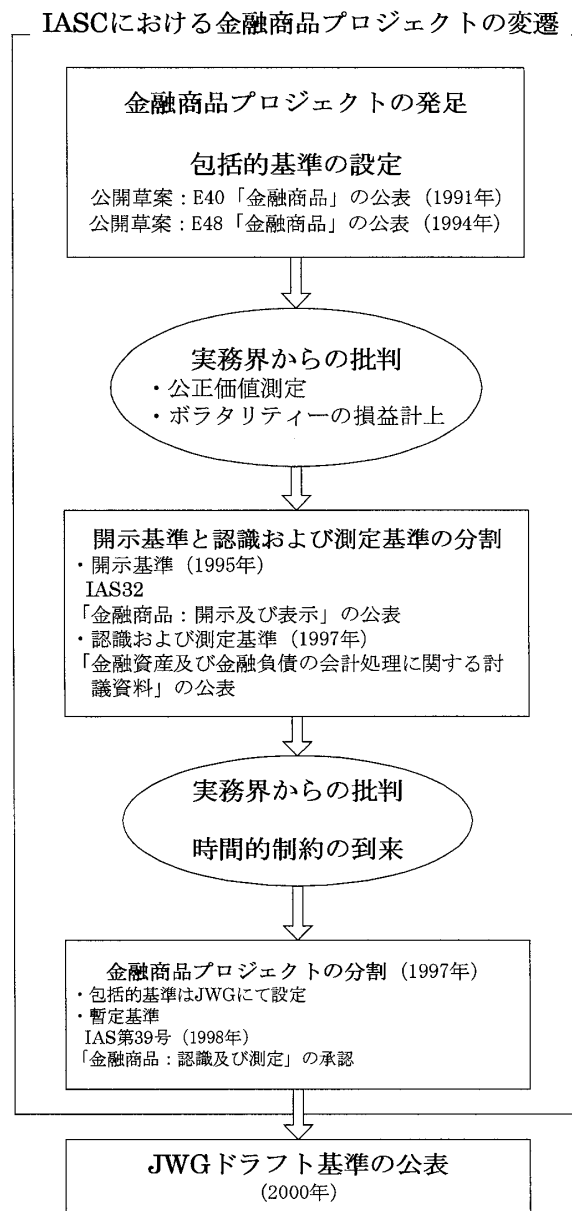


図2-3 IASC 金融商品プロジェクトの変遷

にボラタリティの損益計上に関して、学界、実務界からのコメントを募集したのである。しかしながら、かかる討議資料にも、多くの批判的コメントが寄せられ、提案のまま基準化するには至らなかったという経緯を辿ることになる。

ただし、IASCにおける金融商品プロジェクトでは、1998年内までに金融商品プロジェクトにおけるコア・スタンダードを完成させることが、第一義的な目標とされていたため、金融商品プロジェクトを暫定基準の制定と包括的基準の制定に分割することになり、包括的基準の設定をJWGによって進めることとし、1998年に暫定基準IAS第39号「金融商品：認識及び測定」(*International Accounting Standards No.39, Financial Instruments: Recognition and Measurement*)を公表した³⁾。

かかる暫定基準は、早期に完成させる必要性があったため、FASBの金融商品に関する基準(SFAS第125号およびSFAS第133号)を基礎として作成されたものであり、したがって、この段階におけるFASBとIASCの両者における金融商品に関する会計基準は、極めて類似したものとなっている。

このように、IASCにおける金融商品に関する包括的基準の設定は、長い年月を経て進められてきた。しかし、その成果であるIAS第39号「金融商品：認識及び測定」は、度重なる実務界からの批判と時間的制約という状況のなかでの妥協的産物であり、IASCによる独自の基準の確立には至っていないのである。

III 金融商品の定義と範囲

金融商品の公正価値測定、すなわち、金融商品の時価評価を考察するためには、何をもって金融商品とするかという問題を解決しなければならない。そこで、次に、金融商品

の定義とその範囲に関して検証を進めることにする。

1. FASB および IASC における金融商品の定義

FASB および IASC では、金融商品を次のように定義している。

FASB における金融商品の定義

「現金、持分証券、または、ある種の契約上の権利および義務をもたらす契約をいい、具体的には、ある企業にとっては、金融資産が生じるのに対し、その相手企業にとっては、金融負債または持分商品が生じるような契約をいう⁴⁾。」

IASC における金融商品の定義

「一方の企業に金融資産を、他方の企業に金融負債あるいは持分金融商品の双方を生じさせるあらゆる契約

金融資産とは以下の資産をいう。

- (a) 現金
- (b) 他の企業から現金あるいは他の金融資産を受け取ることのできる契約上の権利
- (c) 金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利
- (d) 他の企業の持分金融商品

金融負債とは以下のような契約上の義務をいう。

- (e) 他の企業に現金もしくは他の金融資産を引き渡す義務
- (f) 金融商品を潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務⁵⁾

上述のように、IASCの定義が、金融商品を分割して項目を提示しようとしているという点を除いては、金融商品を双務契約という観点から定義している両団体の考え方は、同様の内容を示すものといえる。

ところで、これまで、各国の会計基準セッターは、金融商品に対する統一的な基準を制定することに力を注いできたのであるが、その背景には、金融商品の急速な生成・発展が重要な役割を果たしているといえよう。なぜなら、先物・スワップ・オプション等の金融商品は、新たな金融商品を開発するための基礎商品であり、会計基準セッターが、各種の

金融商品ごとに会計基準を設定する速度よりも速く、次々と新たな金融商品が生み出されてきたからである。例えば、先物とオプションを組み合わせた先物オプション、スワップとオプションを組み合わせたスワップオプション、オプションの上限および下限を定めたキャップおよびフロアなど、金融商品は、日進月歩の勢いで派生してきたのである。敷衍すれば、急速な金融商品の生成・発展に伴い会計の理論体系が揺さぶりを受けたといっても過言ではない⁶⁾。つまり、FASBおよびIASCの金融商品の定義は、次々に生み出される新たな金融商品に対処するために、具体的な金融商品を定義として掲げるのでは首尾良く対応することができないため、抽象的にならざるを得なかったと考えられるのである。

ところで、一括りに金融商品といっても、その内容は多種多様である。つまり、金融商品とは、ある種の金融資産および金融負債の両者の総称なのである。例えば、先物やオプションなどの金融商品は、買建ての場合は、金融資産であり、売建ての場合は金融負債である。さらに、スワップは、債務の交換であるので、金融負債の範疇に含め入れられるものであるが、アセット・スワップ(債権の交換)も存在している。

つまり、金融商品とは、現金、持分証券、または、ある種の契約上の権利および義務をもたらす契約をいい、具体的には、ある企業にとっては、金融資産(financial asset)が生じるのに対し、その相手企業にとっては、金融負債(financial liability)または持分商品(equity instrument)が生じるような契約を意味しているのである⁷⁾。

ここで注目すべきは、金融商品という用語は、デリバティブのみを意味する用語ではないという点であろう。デリバティブとは、あくまでも、先物、オプションおよびスワップなどの二次的すなわち派生的商品(secondary or derivative instrument)であり、現

金、受取債権、支払義務および持分証券などの第一次的すなわち本体的商品(primary instrument)は、その範疇に含まれていないのである。

2. JWGドラフト基準における金融商品の定義

JWGドラフト基準では、次のように金融商品を定義している。

「金融商品とは、以下のいずれかをいう。

- (a) 現金
- (b) 持分金融商品
- (c) 一方の当事者が他方の当事者へ金融商品を引き渡す契約上の義務及びそれに対する他方の当事者が義務からの解放以外の対価なしに当該金融商品を受け取る契約上の権利
- (d) 一方の当事者が他方の当事者と金融商品とを交換する契約上の義務及び他方の当事者が一方の当事者と金融商品の交換を要求する契約上の権利⁸⁾」

このようなJWGにおける金融商品の定義は、FASBおよびIASCと同一の内容を示している。つまり、JWGにおいても、金融商品は、双務契約という観点から定義されているのである。したがって、JWGにおいてもFASB及びIASCと同じく定義の抽象化がその特徴といえる。すなわち、JWGドラフト基準では、何をもって金融商品とするかという問題に関して、これまでの先行基準を遵守する形式を採っているのである。

ところで、JWGドラフト基準では、上述の金融商品の定義から適用除外されるものとして、次の七つの項目を提示している⁹⁾。

- (a) 他の会計基準に従って会計処理される、子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する資本持分
- (b) 従業員給付制度に基づく事業主の資産及び負債
- (c) 確定給付制度の退職給付債務
- (d) 保険契約から生じた、保険リスクを有する権

表3-1 JWGドラフト基準における金融商品の除外項目の根拠

項目	根拠
子会社に対する資本持分	IAS第27号「連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理」に準拠
関連会社に対する資本持分	IAS第28号「関連会社に対する投資の会計処理」に準拠
ジョイント・ベンチャーに対する資本持分	IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告」に準拠
従業員給付制度に基づく事業主の資産及び負債	IAS第19号「従業員給付」に準拠
確定給付制度の退職給付債務	IAS第26号「退職給付制度の会計と報告」に準拠
条件付対価を伴う企業結合契約	IAS第22号「企業結合」par.65-76に準拠
ライセンス料、ロイヤリティ及び類似する項目	IAS第18号「収益」par.20に準拠
保険契約における保険リスクを有する権利及び義務	現在、IASBにおける検討議題
報告企業の持分金融商品	自社株のため

利及び義務、ただし、以下を除く

- (i) 債務保証
- (ii) 不確定な将来の気候的、地質学的その他の物理的事象の発生に基づいて支払が要求される契約、ただし、当該契約の保険者に対する影響に関係なく支払が行われる場合に限る
- (e) 報告企業によって発行され、資本の部に区分されている持分金融商品
- (f) 条件付対価を伴う企業結合契約
- (g) 非金融商品項目の将来における利用又は利用権を条件とする契約上の権利または義務（例えば、ある種のライセンス料、ロイヤリティ及び類似する項目）

なお、表3-1に、上記の七項目が、金融商品の範囲から除外される根拠を示しておく。

これとは逆に、次の二つの事項に該当するものが、金融商品の定義を満たしていないにもかかわらず、範囲に含まれることになっている¹⁰⁾。

- (a) 金融商品で純額決済できる非金融商品項目を売却する契約、ただし、企業の通常の購入又は販売の必要に従って非金融商品の受渡しを目的として締結され、継続してその目的である契約を除く
- (b) サービス資産又はサービス負債

これらのうち、(a)に該当するものは、商品の先物契約および純額決済可能なコモディティ契約等があげられる¹¹⁾。一方、(b)は、金

融商品ではないが、その性格が金融商品と類似し密接に関連しているものであり、金融商品の取引に関わる各種の業務に付随するもの、例えば、金利、手数料支払業務等がこれにあたる¹²⁾。なお、JWGにおける金融商品の範囲は、図3-1のように要約される。

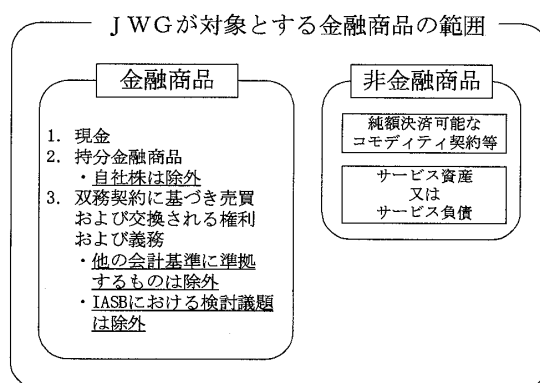


図3-1 JWGが対象とする金融商品の範囲

3. 複合契約：ハイブリッド契約

複合契約とは、ある一つの金融商品に関わる契約を分割したときに、JWGドラフト基準における金融商品として会計処理される権利および義務と当該基準の範囲外の権利および義務を複合的に有する契約を意味している。

例えば、転換社債（金融負債とJWGドラフト基準における金融商品の範囲外の持分）、持分金融商品と財貨および用役を市場価格よ

り低い価格によって購入できる権利（JWGドラフト基準の金融商品の定義を満たさない部分）によって構成される契約，保険契約から生ずる保険リスクに係る権利および義務と持分金融商品から構成される契約などは，複合契約の典型的なものといえる¹³⁾。

JWGドラフト基準においては，契約上の権利および義務の集合が分離可能であった場合においても，それが，当該基準における金融商品の範囲に該当するものである場合は，金融商品と同様の会計処理を行うものとし，さらに，適用範囲外になる権利および義務の集合が，仮に，複合契約から分割された場合においても，他の会計基準に基づき公正価値によって測定される場合は，契約を分割して会計処理を行わないとされている¹⁴⁾。つまり，JWGでは，複合契約に関して，契約上の権利および義務の公正価値による測定が不可能な場合でない限り，JWGドラフト基準における金融商品としての会計処理を要請しているのである。

IV 金融商品の認識および認識の中止

JWGにおける主要議題は，金融商品の公正価値測定に他ならない。しかし，金融商品を測定するためには，まず，金融商品として企業の財務諸表に何を計上するか，すなわち，認識に関する問題を解決しなければならない。そして，この問題の解決は，近年までオフバ

ランスとされてきた金融商品のオンバランス化を理論的に構築するために必要不可欠なものでもある。したがって，次に，JWGドラフト基準における金融商品の認識と認識の中止に関する検証を行ってみる。

1. 金融商品の認識

金融商品のみならず，企業の経済的事象を財務諸表に計上するためには，認識というプロセスを経なければならない。

FASB 概念ステートメントでは，認識を次のように定義している¹⁵⁾。

「認識とは，ある項目を資産，負債，収益，費用またはこれらに類するものとして企業の財務諸表に正式に記録するかまたは記載するプロセスを意味するものである。」

そして，かかる認識プロセスにおける基本的認識規準として，次の四つの規準を提示している¹⁶⁾。

- 定 義：当該項目が財務諸表の構成要素の定義を満足すること
- 測定可能性：当該項目が十分な信頼性をもって測定でき，かつ目的に適合する属性を有すること
- 目的適合性：当該項目に関する情報が情報利用者の意思決定に影響を及ぼしうること
- 信 頼 性：当該情報が表現上忠実であり，検証可能かつ中立であること

金融商品の認識においても，上記の四つの

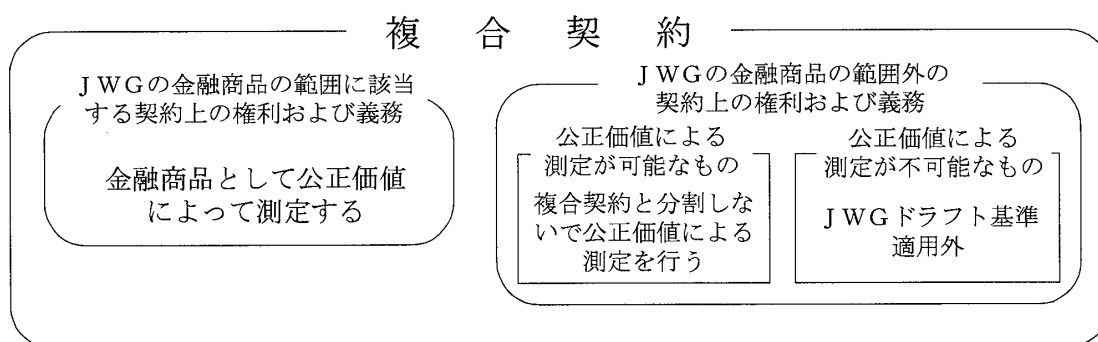


図 3-2 JWG における複合契約の取扱い

基本的認識規準を満たすことが必要とされる。

金融商品、すなわち、金融資産および金融負債の定義に示される各項目は、将来の経済的便益とその犠牲を表すものである。したがって、第一の認識規準、すなわち、定義を満たしているといえる¹⁷⁾。また、金融商品は、公正価値によって測定可能であり、かつ、リスク管理という目的も十分存在している。したがって、「測定可能性」ならびに「目的適合性」なる認識規準を満たしているのである。さらに、市場において売買されるものであるため、かかる取引に関する情報は市場によって「信頼性」が保証されてもいるのである。

つまり、金融商品は、FASBにおける認識プロセスにおいてオンバランス化されるのである。IASCにおいてもその概念フレームワークにFASBと同質の認識プロセスを設けている。したがってJWGにおける金融商品の認識は、FASBにおける認識プロセスを前提にしていると考えられる。

JWGドラフト基準では、次の二つの項目を金融商品として認識、すなわち、オンバランス化する旨が述べられている¹⁸⁾。

- (a) 資産を生じる金融商品の契約上の権利を保有している場合に限り、金融資産を認識する。
- (b) 負債を生じる金融商品の契約上の義務を保有している場合に限り、金融負債を認識する。

JWGでは、金融商品の認識に関して、その契約上の権利および義務を保有した場合にのみ、金融商品として認識するとしているのである。ただし、かかる金融商品の認識に関しては、次のような条件が規定されている¹⁹⁾。

- (a) 金融商品の契約上の権利が、実質を有する譲渡によってもたらされるものであること
- (b) 金融商品の契約上の権利が、実質を有する譲渡に影響されていること

ここにいう実質を有する譲渡とは、譲受人

が、金融資産の譲受人となること以外に、譲渡人以外の者と実質のある事業を行っていること、そして、譲渡された構成要素²⁰⁾が、譲渡人から隔離されていることのいずれかを満たす場合にのみ成立するものとなっている²¹⁾。端的にいえば、金融商品の認識においては、譲受人が、清算会社のような特別目的会社等ではないこと、そして、特別目的会社等であった場合には、譲渡された構成要素を譲渡人から隔離することが必要なのである。

このような金融商品の認識に関する考え方は、発生主義会計における取引の締結に基づくものとは異なり、契約の締結による権利および義務の譲渡に基づくものであり、FASBならびにIASCにおける基準と同質のものといえる。つまり、JWGドラフト基準は、金融商品の認識に関して、契約アプローチを採用しているのである。

2. 金融商品の認識の中止

金融商品の認識の中止とは、契約アプローチに基づきオンバランスされた各種の金融商品を、「いつ」、「如何なる」条件において、オフバランスすべきかを規定するものである。かかるオフバランスの方法には、リスク経済価値アプローチと財務構成要素アプローチの二つが存在している。

ここにいうリスク経済価値アプローチとは、金融商品のリスクと経済価値のほとんどすべてが他へ移転した時点で金融商品を貸借対照表の拘束から解き、オフバランスするというものである。今一つの財務構成要素アプローチとは、金融商品に含まれる各財務構成要素の支配が移転した時点で、それぞれの財務構成要素を貸借対照表から除き、実際に支配している部分の財務構成要素は、引き続き貸借対照表にオンバランスしておくというものである。

近年に至るまで、各国の金融商品に関する会計基準は、前者、すなわち、リスク経済価

値アプローチを採用してきた。しかし、ここ数年で、そのほとんどが、金融商品のオフバランス化に関するアプローチを、後者、すなわち、財務構成要素アプローチへ変更している。

各国の会計基準が、リスク経済価値アプローチから財務構成要素アプローチへオフバランス化に関するアプローチを変更するに至った要因は、債権流動化に伴う金融商品の流動化に呼応するためであると言われている。すなわち、リスク経済価値アプローチでは、一つの金融商品を構成する各財務構成要素のすべてが、他へ実質的に移転することを重視するものであるため、債権流動化という経済的実態に適応することが困難なのである。敷衍すれば、財務構成要素アプローチとは、債権流動化に伴う経済環境の変化に呼応することを目的として考え出された金融商品オフバランス化のための方策なのである²²⁾。

JWGドラフト基準では、企業は、金融資産もしくは金融負債またはその構成要素の認識の中止を、その資産、負債または構成要素を生じさせた契約上の権利または契約上の義務をもはや有さなくなった場合に行うものとされている²³⁾。

ここで問題となるのが、金融商品を構成する複数の経済的便益に対する契約上の権利および義務の取り扱いである。つまり、金融商品は、複数の構成要素、すなわち、契約上の権利および義務の束であり、すべての構成要素が、一時点においてオフバランスされ得ない場合、認識の中止をどの時点で行うべきであるのかという問題を生じさせてしまうのである。

かかる問題を解決するために、JWGは、FASBおよびIASCと同じく、金融商品の認識の中止に関して財務構成要素アプローチを採用しているのである。つまり、JWGドラフト基準では、金融商品を構成する各種の契約上の権利および義務ごとに、認識の中止

を行うことによって、段階的に金融商品をオフバランスすることを要請しているのである。

V 公正価値の定義と測定プロセス

JWGドラフト基準における金融商品の定義、認識および認識の中止に関する考え方は、FASBおよびIASCにおける考え方を継承したものであった。そこで、次に、金融商品の公正価値測定に関して、両団体の主張を検証してみる。

1. FASB および IASC の公正価値の定義

FASBならびにIASCでは、金融商品に対する最も適切な測定属性として、公正価値の採用を要請し、金融商品が交換される価格をその具体的なものとしていることに特徴がある。

FASBにおける公正価値の定義

「資産（または負債）の公正価値は、自発的な当事者間、つまり、強制または清算による売却以外の現在の取引において、資産（または負債）が購入される、あるいは資産（または負債）が売却（または決済）されるであろう金額である²⁴⁾。」

IASCにおける公正価値の定義

「公正価値は、取引の知識がある自発的な当事者の間で、独立第三者間の取引条件で資産が交換され、または、負債が決済される金額である²⁵⁾。」

上述のごとく、FASBおよびIASCでは、継続企業を前提とし、強制等によるものではなく、各取引当事者が経済的合理性をもって取引を行うことを基礎として、公正価値を定義している。さらに、ここにいう公正価値の範囲は、市場価値よりも広範であり、それを包含する概念であることに留意しておかなければならない。このような公正価値の定義の特徴は、JWGドラフト基準において次のように継承されている。

2. JWGにおける公正価値の定義と測定プロセス

JWGにおける公正価値の定義

「公正価値とは、企業が通常の事業上の考慮を動機として行われる独立第三者間取引で、測定日において資産を売却したとすれば受け取ったであろう価格又は負債から解放されたとすれば支払ったであろう価格の見積額をいう²⁶⁾。」

かかる定義に基づいた公正価値の価格決定プロセスは、JWGでは、以下のように説明される。

- (a) 市場価格が存在する金融商品は、基本的に市場価格をもって公正価値とする。
この場合、最も活発な市場における価格を優先する。
- (b) 当該金融商品の市場価格が利用可能でない場合は、次の三つの方法によって公正価値を決定する。
 - ① 類似する金融商品の市場価格をベースに相違点を修正し公正価値を見積もる方法
 - ② 使用価値、回収可能価額および剥奪価値など、将来のキャッシュ・フローの割引現在価値を公正価値とする方法
 - ③ その他の評価モデル（オプション価格モデル）を用いて公正価値を見積もる方法
- (c) 公正価値には、入口価格（資産に対して支払われる金額または負債の発生により受け取られる金額）と出口価格（資産に対して受け取られる金額または負債を決済するために支払われる金額）が存在する。FASBおよびIASBでは、両者のどちらかを公正価値として採用するかについての規定は存在しないが、JWGドラフト基準では、出口価格を公正価値として採用する²⁷⁾。

このような公正価値の価格決定プロセスから考察すると、金融商品の公正価値とは、まず、市場価格が優先されることになる。そして、次に、類似する金融商品の市場価格の修正価格、評価モデルによる見積価格の順番で決定されることになる。そして、最後に将来キャッシュ・フローの現在価値が、金融商品の公正価値として採用されることになっている²⁸⁾。

このような公正価値の概念構造と価格決定プロセスを図示すれば、図5-1および図5-2のように表される。

図5-1および図5-2で提示しているように、公正価値の本質には、主観価値と客観価値の二面性があることが理解される。

公正価値の本質を主観価値であるとする立場は、すべての金融商品が有している価値を将来のキャッシュ・フローの現在価値であることに求めることに依拠している²⁹⁾。

しかしながら、JWGでは、主観価値として、使用価値、回収可能価額および剥奪価値を取り上げ、金融商品の評価における問題点を表5-1のように指摘している³⁰⁾。

JWGが、客観価値を採用する根拠とは、主観価値が、経営者の予測に重点をおいているため、金融商品の測定が、経営者の主観によって大きく左右されてしまうことにある。つまり、金融商品の業績を測定するためのベンチマークは、経営者の予測ではなく、市場の予測でなければならないという考えに基づき、公正価値の本質を客観価値に求めている

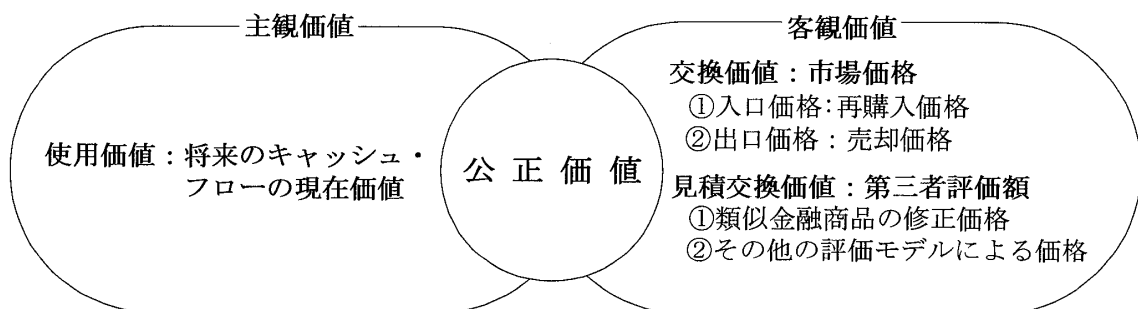


図5-1 公正価値の概念構造

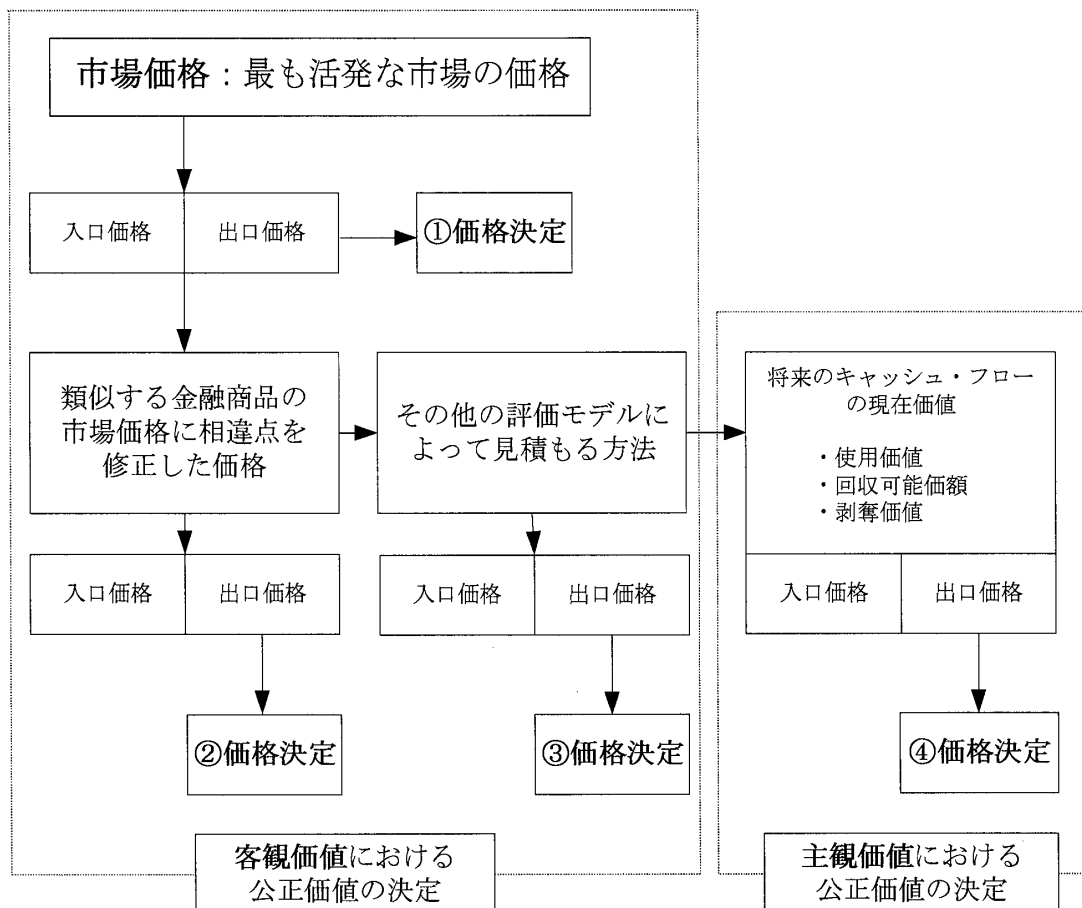


図5-2 JWGドラフト基準における公正価値の価格決定プロセス

表5-1 金融商品の測定における主観価値の問題点

使用価値	金融商品を利用し最終的には処分することによって獲得すると期待されるキャッシュ・フローの正味現在価値の見積り額	企業が最善の正味キャッシュ・フローを金融商品から引き出せる能力、あるいは平均的な正味キャッシュ・フローさえも引き出す能力がないことについての経営者の評価を考慮に入れたものであり、金融商品の評価において経営者の予測を反映してしまう。
回収可能価額	金融商品の使用価値と正味実現可能価額の両者のうち高い価額	使用価値と正味実現可能価額の両者のうち高い価格を採用するため、使用価値と同様の問題点が、内在している。
剥奪価値	金融商品を剥奪された場合に被る損失の見積り額	金融商品の回収可能価額と再調達コストの両者のうち低い価格を採用するため、使用価値と同様の問題点が、内在している。

のである³¹⁾。つまり、JWGドラフト基準は、一方では、FASBおよびIASCにおいて展開されてきた金融商品ならびに公正価値の定義を継承しながらも、金融商品の公正価値測定に関しては、新たな包括的基準として独自の主張を展開しているのである。

VI おわりに

本稿では、JWGドラフト基準に至るまでの金融商品に関する基準設定の変遷を吟味し、如何なる経緯によって、包括的基準としてのJWGドラフト基準が提唱されるに至ったのかを確認した。そして、JWGドラフト基準

の内容、すなわち、金融商品の定義、公正価値の定義および認識・測定プロセスをFASBおよびIASCのそれと対比しながら考察した。

JWGドラフト基準は、金融商品の定義、契約アプローチ、財務構成要素アプローチなど、FASBならびにIASCにおいて提唱されてきた数々の金融商品の会計処理に対する定義、概念、手法を継承しながらも、先行諸基準よりも徹底した金融商品の時価評価、すなわち、公正価値測定を要請するものであった。

とりわけ、公正価値の本質を主観価値ではなく、客観価値に求め、金融商品の公正価値測定プロセスを構築している点は、他の諸基準と異なったものといえる。

徹底した公正価値測定を金融商品の会計処理に導入した結果、JWGドラフト基準では、「ボラタリティの損益計算書計上」、「リスク開示の強化」という特徴が形成されることになる。そして、特筆すべきは、「ヘッジ会計の全面否定」という特徴であろう。FASBおよびIASCにおいては、若干の相違はあるにせよ金融商品に対するヘッジ会計の適用を認めてきた。しかしながら、JWGドラフト基準は、金融商品の取り扱いに対する取得原価主義会計や原価と公正価値の両方を活用する混合的測定を放棄するものである³²⁾。つまり、すべての金融商品を公正価値によって測定するものであり、金融商品のボラタリティもまた、それが発生した期間において損益計算書に計上されることになる。したがって、JWGドラフト基準では、FASBおよびIASCの基準とは異なり、決算時におけるヘッジ会計が無意味なものとなるのである³³⁾。

付記：本稿は、平成18年度北海学園学術研究助成（共同研究）の成果の一部である。

注

1) 金融商品に関する会計基準を設定するためには、まず、如何なる方法によって基準を設定するかという問題を解決しなければならない。金融商品の基準設定方法としては、個別的アプローチと包括的アプローチの二つが存在している。

個別的アプローチ

個別的アプローチとは、各個別の金融商品ごとに会計基準を設定する方法である。このアプローチによる基準設定方法では、日進月歩の勢いで派生する金融商品に対応し、個別の金融商品ごとに基準を設定して行くことは、非常に困難を有するという問題が存在する。さらに、個別に作成された金融商品の会計基準間において、その会計処理における考え方の相違が発生する場合もあり、基準間における金融商品に対する矛盾を生じさせる可能性を有している。

包括的アプローチ

包括的アプローチとは、すべての金融商品に対する整合性を有する一つの会計基準を設定しようとする基準設定方法である。かかるアプローチによって基準を設定すれば、個別的アプローチにおける問題を回避することが可能となるが、その反面、膨大な時間とコストを費やすことになる。なぜなら、かかるアプローチでは、あらゆる金融商品に対応可能な基準策定が必要であるため、その基準の内容は、基礎的ないし概念的なものとなってしまう傾向にあり、実務適用における詳細なガイドラインが必要不可欠となるからである。

2) *Statement of Financial Accounting Standards No.133, Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, FASB, 1998, par. 334.

3) 金融商品に関する会計基準を設定することが要請され始めた当初は、各国の会計基準セッターは、個別的アプローチに基づき金融商品の会計基準を設定してきた。しかしながら、かかるアプローチによる基準設定では、基準設定の速度と金融商品の開発の速度との間に大きな隔たりが生じるため、常に、基準設定が追い付かないという状況に陥っていた。このような状況を解決するために、金融商品のすべてを包括的に規定する基準を設定することが求められるようになったのである。

4) *Statement of Financial Accounting Standards No.105, Disclosures of Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Finan-*

cial Instruments with Concentrations Credit Risk, FASB, 1990, par.5.

- 5) *International Accounting Standards No.32, Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, IASC, 1995. par.5.
- 6) 古賀智敏「財務会計の概念的基礎」『税経セミナー』第43巻第4号, 12頁参照。
- 7) *Op. cit (SFAS105)*., par.6.
- 8) Joint Working Group of Standard-Setters, IASC (IASB), *Financial Instruments and Similar Items, —Draft Standard—*, 2000. par.7.—日本公認会計士協会『金融商品及び類似項目』, 2001年, 19頁~20頁参照。
- 9) *Ibid.*, par.1.—同上書, 17頁~18頁参照。
- 10) *Ibid.*, par.2.—同上書, 18頁参照。
- 11) *Ibid.*, pars.2.39-2.43.—同上書, 174-175頁参照。
- 12) *Ibid.*, pars.2.44-2.47.—同上書, 175-176頁参照。
- 13) *Ibid.*, par.6.—同上書, 19頁参照。
- 14) *Ibid.*, par.4-5.—同上書, 19頁参照。
- 15) *Statements of Financial Accounting Concepts No.5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1984, par.6. 平松一夫・広瀬義州『FASB財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社, 2002年, 212頁参照。
- 16) *Ibid.*, par.63. 平松一夫・広瀬義州 同上書, 239頁-240頁参照。
- 17) 周知のごとく, FASB概念フレームワークにおける資産とは, 次の三つの特徴を有すべきものとされている。
—*Statements of Financial Accounting Concepts No.6: Elements of Financial Statements a replacement of FASB Concepts No.3*, FASB, 1985, par.26.
平松一夫・広瀬義州 同上書, 297頁-298頁参照。

(将来の経済的便益)

- (a) 資産は, 単独でまたは他の資産と結びついて直接または間接的に将来の正味キャッシュ・インフローに貢献する能力を有する, 発生の可能性の高い将来の便益であること

(特定実体による支配)

- (b) 特定の実体が, その経済的便益を獲得することができ, その便益に他の実体が接近するのを支配すること

(過去における取引の発生)

- (c) その便益に対する実体の権利または支配を付与

する取引その他の事象がすでに発生していること

これら資産の特徴すなわち資産の定義の三要件に鑑み, 金融商品の資産性を検証した場合, (a)将来の経済的便益および(b)特定実体による支配については, 十分その要件を満たしているといえる。しかし, (c)過去における取引の発生という要件については満たしていない。なぜなら, 金融商品は, 将来の取引にかかる権利および義務の売買, すなわち契約でしかなく, 取引の発生はなされていないのである。

そこで, 金融商品の認識に関しては, 従来の「過去における取引の発生」という要件を, 「過去における契約の発生」に変更することが必要とされる。このような金融商品の認識に関するアプローチを契約アプローチという。

なお, 負債の定義は, 資産の逆定義であり, その認識の要件は, 資産の要件によって補完される。

- 18) *Op. cit (JWG)*., par.31.—前掲書 28頁参照。
- 19) *Ibid.*, par.32.—同上書, 28頁参照。
- 20) 金融商品は, 契約上の権利および義務の束から構成されている。JWGドラフト基準では, かかる契約上の権利および義務を構成要素と呼んでいる。*Ibid.*, par.224.—同上書, 82頁参照。

さらに, かかる構成要素には, 将来の経済的便益に対する契約上の権利および義務に関連する権利および義務も存在する。JWGドラフト基準では, 以下の5つの権利および義務が, その例として提示されてある。*Ibid.*, par.225.—同上書, 82頁~83頁参照。

- (a) 将来の経済的便益に対する契約上の権利を保有し続ける権利
- (b) 将来の経済的便益を移転する義務(先渡契約)
- (c) 経済的便益を交換または分配する権利, または, それらを行使しない義務
- (d) 負債を決済するために契約上の権利を使用する権利
- (e) 経済的便益を取得する権利(買建オプション), または, 要請された場合にそれを譲渡する義務(売建オプション)

- 21) *Ibid.*, par.36.—同上書, 29頁参照。

- 22) かかる財務構成要素アプローチにおける「支配の移転」に関して次の三要件が提示されている。
—*Statement of Financial Accounting Standards No.140: Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguish-*

ments of Liabilities, FASB, 2000, par.9.

- (a) 譲渡資産の譲渡人からの隔離（倒産隔離）
- (b) 譲受人が担保提供・交換の自由を獲得
- (c) 譲渡人による実質的支配がない

つまり、財務構成要素アプローチにおける「支配の移転」すなわち上述の三要件とは、第一の認識規準である「定義」の第二の要件、すなわち「特定実体による支配」に通じるものと解されるのである。

「特定実体による支配」という資産の定義の要件は、一般的には、法的権利に基づき満たされるものである。しかし、他の何らかの方法によって、経済的便益を獲得し、資産を支配しているのであれば、その法的強制力は、必ずしも実体が資産を所有していることの必要条件ではないと解されるのである。

—*Op. cit.* (SFAC6), par.187. 平松一夫・広瀬義州 前掲書, 374頁参照。

すなわち、かかる要件は、企業が実質的に資産を支配していることを要請するものなのである。

これは、上述の「支配の移転」と同様の内容を意図するものである。したがって、FASBにおける認識プロセスは、金融商品をオンバランス化するための契約アプローチのみでなく、オフバランス化するための財務構成要素アプローチをも、その中に含み込んでいるのである。

- 23) *Ibid.*, par.37.—同上書, 29頁参照。
- 24) *Op. cit.* (SFAS133), par.540.
- 25) *Op. cit.* (IAS32), par.5.
- 26) *Op. cit.* (JWG), par.70.—前掲書, 38頁参照。
- 27) *Ibid.*, par.4.1—同上書, 216頁参照。
- 28) FASBおよびIASBでは、入口価格と出口価格の両者のうち、どちらを公正価値として採用するかという事項に関して決断を下していない。したがって、公正価値の測定属性を出口価格と言明している点においてもJWGドラフト基準は、新たな基準の策定を視野に入れたものといえよう。
- 29) 古賀智敏『価値創造の会計学』税務経理協会 2000年, 105頁~107頁参照。
- 30) *Ibid.*, par.4.4-4.7.—同上書, 216-218頁参照。
- 31) *Ibid.*, par.4.9.—同上書, 218頁参照。
- 32) *Ibid.*, par.1.38.—同上書, 163頁参照。
- 33) *Ibid.*, par.1.28.—同上書, 160頁参照。

Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, 1989.—日本公認会計士協会国際委員会『国際会計基準審議会 国際会計基準書 2001』同文館, 2001年。

—*Exposure Draft No.40: Financial Instruments*, 1991.

—*Exposure Draft No.48: Financial Instruments*, 1994.

—*International Accounting Standards No.32, Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, 1995.—日本公認会計士協会国際委員会『国際会計基準審議会 国際会計基準書 2001』同文館, 2001年。

—*Discussion Paper, Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, 1997.

—*International Accounting Standards No.39, Financial Instruments: Recognition and Measurement*, 1998.—日本公認会計士協会国際委員会『国際会計基準審議会 国際会計基準書 2001』同文館, 2001年。

Financial Accounting Standards Board, *Statements of Financial Accounting Concepts No.1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, 1978.—平松一夫・広瀬義州『FASB財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社, 2002年。

—*Statements of Financial Accounting Concepts No.5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, 1984. 平松一夫・広瀬義州『FASB財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社, 2002年。

—*Statements of Financial Accounting Concepts No.6: Elements of Financial Statements of Replacements of FASB Concepts No.3*, 1985. 平松一夫・広瀬義州『FASB財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社, 2002年。

—*Statement of Financial Accounting Standards No.105, Disclosures of Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations Credit Risk*, 1990.

—*Statement of Financial Accounting Standards No.133, Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, 1998.

—*Statement of Financial Accounting Standards No.140, Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, 2000.

参考文献

International Accounting Standards Committee,

金融商品の公正価値測定(庄司)

- Joint Working Group of Standard-Setters, IASC (IASB), *Financial Instruments and Similar Items, — Draft Standard —*, 2000.—日本公認会計士協会『金融商品及び類似項目』2001年。
- 安藤英義『会計フレームワークと会計基準』中央経済社, 1996年。
- 石川純治『時価会計の基本問題』中央経済社, 2000年。
- 浦崎直浩『公正価値会計』森山書店, 2002年。
- 興津裕康『財務会計システムの研究』税務経理協会, 1999年。
- 企業会計基準機構『財務会計の概念フレームワーク』2004年。
- 企業会計審議会『金融商品に係る会計基準』1999年。
- 岸悦三『近代会計の思潮』同文館, 2002年。
- 古賀智敏『デリバティブ会計』(第2版), 森山書店, 1999年。
- 『価値創造の会計学』税務経理協会, 2000年。
- 「金融商品と公正価値会計」『會計』第149号第1号。
- 「金融商品と包括的公正価値会計——理論上からの意見」『企業会計』Vol.53, No.6, 2001年。
- 『ファイナンス型会計の探求——金融商品・デリバティブを中心とする会計のあり方』中央経済社, 2003年。
- 「財務会計の概念的基礎」『税経セミナー』第43巻第4号, 12頁参照。
- 柴健次『市場化の会計学——市場経済における制度設計の諸相』中央経済社, 2002年。
- 田中建二『オフバランス取引の会計』同文館, 1991年。
- 津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店, 2002年。
- 徳賀芳弘『国際会計論——相違と調和——』中央経済社, 2000年。
- 藤井秀樹『現代企業会計論』森山書店, 1997年。
- 弥永真生「デリバティブと企業会計法」中央経済社, 1998年。
- 吉田康英『金融商品会計論』税務経理協会, 2003年。
- 拙稿「デリバティブの認識プロセスに関する一考察」『會計』第158巻第3号, 2000年。